

地域景観づくり協定の認定要件 (都市景観条例第40条第3項各号)	協定の内容
(1) <u>景観計画の内容に適合</u>しており、地域景観づくり協定の対象となる区域内の土地及び建築物等の利用を<u>不当に制限するものでないこと</u>	本協定は「大阪市景観計画」ならびに「御堂筋デザインガイドライン」の趣旨を踏まえ、広告・サインのデザインや掲出方法の作法を定めるとともに、地域が主体的に運用する仕組みを規定することにより、御堂筋沿道の<u>魅力向上と良好なまちなみ形成を図ることを目的とする。</u> (協定書 第1条)
(2) 地域景観づくり協定の対象となる区域が当該区域における良好な都市景観の形成を図るために相当と認められる<u>広さ及び地域的一体性を有していること</u>	対象区域は<u>土佐堀通から中央大通 (約 1 k m) までの御堂筋沿道区域</u>としている。
(3) 地域景観づくり協定を締結した者の総数の当該区域内の土地の所有者等の総数に対する割合が、<u>当該地域景観づくり協定の適正かつ効果的な運用を図るために相当と認められる程度に達していること※</u> ※要綱第9条第7号：「当該地域景観づくり協定の適正かつ効果的な運用を図るために相当と認められる程度」は、<u>2分の1を目安とすること</u>。この場合において、土地の共有者又は共同借地権者については、合わせて一の所有者又は借地権者とする。	地域景観づくり協定を締結した者の総数が、対象区域の総数<u>(56)の2分の1以上となる32の賛同</u>を得ている。

地域景観づくり協定の認定要件等

地域景観づくり協定の留意事項 (地域景観づくり協定制度取扱要綱 第9条各号)	協定の内容
(1) 地域景観づくり協定の対象となる区域は、まとまりのある景観づくりを進めることができるよう、 <u>一定の広がりを持った区域</u> となるよう定めること	対象区域は <u>土佐堀通から中央大通（約1 km）までの御堂筋沿道区域</u> としている。（再掲）
(2) 地域景観づくり協定の対象となる区域が他の地域景観づくり協定の対象となる区域と重複する場合は、あらかじめ市長と協議を行うこと	該当無し
(3) 地域景観づくり協定の <u>有効期間は、5年以上30年以内</u> とすること	有効期間は認定日から起算して <u>10年間</u> とする。（協定書 第15条）
(4) 地域景観づくり協定の変更又は廃止の手続は、 <u>変更については当該地域景観づくり協定を締結した者の全員の同意、廃止については当該地域景観づくり協定を締結した者の過半の同意</u> を要することを目安として定めること	本協定を変更又は廃止しようとする場合は、 <u>変更については本協定締結者の全員の同意、廃止については本協定締結者の過半数の同意</u> を得て、景観条例第41条第1項に基づき大阪市長に届出なければならない。（協定書 第16条）
(5) 地域景観づくり協定の運用に関し、その締結以降に新たに当該 <u>地域景観づくり協定に加わる者に係る手続の方法</u> について定められていること	本協定の締結後、土地所有者等が新たに本協定に加入しようとする場合は、 <u>御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会に申し出て同意手続を行うものとする。</u> （協定書 第17条）
(6) 条例第43条第1項の規定※による意見の聴取に関し、 <u>適正な運用を図るための措置</u> が講じられていること ※条例第43条第1項：地域景観づくり協定区域内において、大阪市へ屋外広告物の許可の申請等をしようとする者は、あらかじめ地域景観づくり協定の代表者の意見を聴かなければならない。	<u>円滑な施行と適切な運用を図るため</u> 、本協定の代表者として、御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会を設け、 <u>協議対象となる案件の審査、承認等を行う。</u> （協定書 第12条） 本協定第4条に規定する行為を行おうとする者は、 <u>本協定の目的や基準に即して広告物等を計画し、あらかじめ御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会に届出を行うとともに、必要な協議を行うものとする。</u> （協定書 第13条）
(7) 条例第40条第3項第3号に規定する「当該地域景観づくり協定の適正かつ効果的な運用を図るために相当と認められる程度」は、 <u>2分の1を目安とすること</u> 。この場合において、土地の共有者又は共同借地権者については、合わせて一の所有者又は借地権者とする。	地域景観づくり協定を締結した者の総数が、対象区域の総数（56）の <u>2分の1以上となる32の賛同</u> を得ている。（再掲）